



目 次

規 則	ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	29
◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則	30

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年12月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第55号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

- 第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「別段の定」を「特別の定め」に、「この規則の」を「この規則に」に改める。
- 第3条中「次の各号に」を「次に」に改める。
- 第5条第4号中「、当該申請」を「並びに当該申請」に、「（納税管理人不要認定申請書）及び」を「（納税管理人不要認定申請書）並びに」に、「納税管理人不要認定取消通知書」を「納税管理人不要認定取消し通知書」に改める。
- 第7条第1項中「を指定又は変更した」を「の指定又は変更をした」に改める。
- 第7条の2第1項中「規定による」を「規定により」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。
- 第8条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「通知又は告知しなければ」を「通知し、又は告知しなければ」に改め、同条第3項中「別記第15号様式」を「別記第15号様式による」に改める。
- 第8条の3第1項中「よるものとする」を「よってしなければならない」に改める。
- 第8条の4第1項中「規定による」を「規定により」に改める。
- 第9条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「納付又は納入すべき」を「納付又は納入をすべき」に、「及

- び納期限」を「並びに納期限」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「及び納期限」を「並びに納期限」に改め、同項第3号中「事由」を「事項」に改める。
- 第9条の2第1項中「第15条第1項、第2項又は第3項」を「第15条第1項から第3項まで」に改める。
- 第9条の4中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「及び税額」を「並びに税額」に改める。
- 第10条第2項中「別記第18号様式の2の」を「別記第18号様式の2による」に改める。
- 第12条第1項中「又は法第15条の5」を「若しくは第15条の5」に、「又は換価」を「若しくは換価」に、「別記第22号様式の3の」を「別記第22号様式の3による」に改め、同条第2項中「規定による」を「規定により」に改める。
- 第14条中「納付又は納入しないとき、」を「納付若しくは納入をしないとき」に、「又は納入を」を「若しくは納入を」に、「告知又は督促しなければ」を「告知し、又は督促しなければ」に改める。
- 第16条中「次の各号に」を「次に」に、「当該納付又は納入すべき」を「当該納付又は納入をすべき」に、「こえないもの」を「超えないもの」に、「取立が」を「取立てが」に改め、同条第1号ア中「以下本条」を「以下この条」に改め、同号イ中「取立」を「取立て」に改め、同条第2号ア中「自己あて」を「自己宛て」に改め、同号イ中「引受」を「引受け」に、「取立」を「取立て」に改める。
- 第17条第1項中「納付又は納入する」を「納付し、又は納入する」に、「前条に定める」を「前条の」に、「第1号の2様式の納付（納入）受託証書」を「に定める様式による納付（納入）受託証書（第4項において「納付（納入）受託証書」という。）」に、「の納付（納入）受託証券整理簿」を「による納付（納入）受託証券整理簿（以下この条において「納付（納入）受託証券整理簿」という。）」に改め、同条第2項中「取立等」を「取立て等」に改め、同条第3項中「受入」を「受入れ」に改め、同条第4項中「取消」を「取消し」に、「及び再委託した」を「並びに再委託した」に改める。
- 第18条第3項中「別記第25号様式の2の」を「別記第25号様式の2による」に改める。
- 第21条第2項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第3項中「あったとき」を「あったときに」に改める。
- 第22条中「の様式」を削る。
- 第36条の2第1項、第36条の3第1項、第41条の4第1項及び第41条の5第1項中「施行規則で」を「施行規則に」に改める。
- 第44条の2第1項中「又は条例」を「又は」に改める。
- 第51条の6中「たばこ税の賦課徴収について必要な事項は、」を「、たばこ税の賦課徴収に関し必要な事項は、知事が」に改める。

- 第52条中「別表の」を「別表に定める」に改める。
- 第53条第1項第2号中「関係がある個人で」を「関係のある個人で、」に、「みなされる者」を「みなされるもの」に改め、同条第2項中「指定取消書」を「指定取消し書」に改める。
- 第66条第1号の表及び第2号の表中「喉頭摘出」を「喉頭摘出」に、「じん臓機能障害」を「腎臓機能障害」に改める。
- 第67条第1項第1号の表及び第2号の表中「じん臓機能障害」を「腎臓機能障害」に改める。
- 第88条の3第2項中「破損又は汚損した」を「破損し、又は汚損した」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第3項中「証紙受枚数」を「、証紙受枚数」に改める。
- 第88条の5第1項中「はり」を「貼り」に改める。
- 第90条第2項中「同号」を「当該各号」に改める。
- 第92条中「次の各号に」を「次に」に改める。
- 第93条中「別記第166号様式」を「別記第166号様式による」に改め、同条ただし書中「場合は、」を「場合は、知事が」に改める。
- 別記第6号様式及び別記第6号様式の2を次のように改める。

第6号様式（第5条関係）

高知県 領収済通知書 県税
口座番号 加入者

高知県 納付（納入）書（原簿） 県税
口座番号 加入者

住所 様
氏名

氏名
住所 氏名

事務所 税目 年度 課税番号 CD
期別 申告区分 納税者番号 納区 CD

年度 期別 申告区分
税目 課税番号
納期限 課税事務所

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
納税額
付延滞金
（納過少申告
入）加算金
す 不申告加
算金
額 重加算金
合計

納税額
付延滞金
（納過少申告
入）加算金
す 不申告加
算金
額 重加算金
合計

差出人

合計額
年度 期別 申告区分
税目 課税番号（登録番号）
納期限 課税事務所

高知県 納付（納入）書兼領収証書 県税
口座番号 加入者

年度 期別 申告区分
税目 課税番号
納期限 課税事務所

この用紙は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

経由欄簡領収印 受付欄簡領収印
取りまとめ郵便局
徳島貯金事務センター
（取りまとめ局→加入者）
（送付先：四国銀行事務統括部集中センター）

経由欄簡領収印 受付欄簡領収印
（送付先：四国銀行事務統括部集中センター）

納税額
付延滞金
（納過少申告
入）加算金
す 不申告加
算金
額 重加算金
合計

領収日付印

この領収証書は、納付（納入）の証拠となるものですので、大切に保管してください。

（裏面）

納付（納入）の場所

第6号様式の2（第5条関係）

高知県 ④ 領収済通知書 県税

口座番号 加入者 税目

住所 氏名 様

事務所	年度	年度	課税番号	申告区分
税目	元号	年	元号	年

期別	納税者番号	納区
元号	年	月 日

百十億千百万千百十円

納税額	延滞金	合計額
付(納)入する額	過少申告加算金	
	不申告加算金	
	重加算金	

この用紙は、機械処理しますので、消したり、折り曲げたりしないでください。

經由機関領収印 受付機関領収印

取りまとめ郵便局
徳島貯金事務センター
(取りまとめ局→加入者)
(送付先：四国銀行事務統括部集センター)

高知県 ④ 納付書（原簿） 県税

口座番号 加入者 税目

住所 氏名 様

事務所	年度	年度	課税番号	申告区分
税目	元号	年	元号	年

期別	納税者番号	納区
元号	年	月 日

百十億千百万千百十円

納税額	延滞金	合計額
付(納)入する額	過少申告加算金	
	不申告加算金	
	重加算金	

經由機関領収印 受付機関領収印

(送付先：四国銀行事務統括部集センター)

高知県 ④ 納付書兼領収証書 県税

口座番号 加入者 税目

住所 氏名 様

事務所	年度	年度	課税番号	申告区分
税目	元号	年	元号	年

期別	納税者番号	納区
元号	年	月 日

百十億千百万千百十円

納税額	延滞金	合計額
付(納)入する額	過少申告加算金	
	不申告加算金	
	重加算金	

この領収証書は、納付（納入）の証拠となるものですので、大切に保管してください。

領収日付印

第3片の裏面

納付(納入)の場所

別記第6号様式の7から別記第6号様式の9までを次のように改める。

第6号様式の7（第5条関係）

高知県 個人事業税 領収済通知書 県税
口座番号 加入者

事務所税目年度課税番号 期別 申告区分 CD
番付者番号 納税額

税額 円
延滞金額 円
合計 円

（延滞金額及び合計を記入する場合は、¥を記入しないでください。）

住所 氏名 様

年度個人事業税 納期限 年 月 日

經由機関領収印 受付機関領収印
取りまとめ郵便局
徳島貯金事務センター
（取りまとめ局→加入者）
（送付先：四国銀行事務総話部集センター）

高知県 個人事業税 納付書（原簿） 県税
口座番号 加入者

住所 氏名 様

年度個人事業税
課税番号 年 月 日
納期限 年 月 日
税額 円
延滞金額 円
合計 円

個人事業税 第 種
課税年度 年度
所得年 年
課税番号
2期分税額 円
延滞金額 円
計 円
納期限 年 月 日
納付番号

上記税額を最寄りの納付の場所へ納期限までに納付してください。
年 月 日

県税事務所長 印

納付の場所 領収日付印

この領収証書は、納付の証拠となるものですので、大切に保管してください。

第6号様式の8（第5条関係）

高知県 軽油引取税領収済通知書 県税
口座番号 加入者

住所（所在地） 氏名（名称） 様
事務所 税目 年度 課税番号 CD
期別 申告区分 納税者番号 納税額 CD
実績年月 年 月 分

税額 百十億千百万千百十円
納延滞金額
付過少申告加算金額
不足申告加算金額
重加算金額
合計額

年度 期別 申告区分
税目 課税番号
納期限 課税事務所
年 月 日

この用紙は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

經由機関領収印 受付機関領収印
取りまとめ郵便局
徳島貯金事務センター
（取りまとめ局→加入者）
（送付先：四国銀行事務総話部集センター）

高知県 軽油引取税納付書（原簿） 県税
口座番号 加入者

住所（所在地） 氏名（名称） 様
事務所 税目 年度 課税番号 CD
期別 申告区分 納税者番号 納税額 CD
実績年月 年 月 分

税額 百十億千百万千百十円
納延滞金額
付過少申告加算金額
不足申告加算金額
重加算金額
合計額

年度 期別 申告区分
税目 課税番号
納期限 課税事務所
年 月 日

經由機関領収印 受付機関領収印
（送付先：四国銀行事務総話部集センター）

高知県 軽油引取税領収証書 県税
口座番号 加入者

住所（所在地） 氏名（名称） 様
事務所 税目 年度 課税番号 CD
期別 申告区分 納税者番号 納税額 CD
実績年月 年 月 分

税額 百十億千百万千百十円
納延滞金額
付過少申告加算金額
不足申告加算金額
重加算金額
合計額

年度 期別 申告区分
税目 課税番号
納期限 課税事務所
年 月 日

經由機関領収印 受付機関領収印
この領収証書は、納付の証拠となるものですので、大切に保管してください。

第3号の裏面

納付の場所

第6号様式の9（第5条関係）

高知県^②軽油引取税額収書通知書 県税

口座番号 加入者

住所（所在地）
氏名（名称） 様

事務所 税目 年度 課税番号 CD
期別 申告区分 納税者番号 納区 CD
実績年月 年 月 分

百十億千百万千百十円
税額
納延滞金
入滞少申告加
算金
不申告加算
金
重加算金

合計額
年度 期別 申告区分
税目 課税番号
納期限 課税事務所
年 月 日

この用紙は、機械処理しますので、
折したり、折り曲げたりしないでくだ
さい。

經由機関領収印 受付機関領収印

取りまとめ郵便局
徳島府金事務センター
[取りまとめ局→加入者]
(送付先：四国銀行事務統括部集中セ
ンター)

高知県^②軽油引取税納入書（領符） 県税

口座番号 加入者

住所（所在地）
氏名（名称） 様

事務所 税目 年度 課税番号 CD
期別 申告区分 納税者番号 納区 CD
実績年月 年 月 分

百十億千百万千百十円
税額
納延滞金
入滞少申告加
算金
不申告加算
金
重加算金

合計額
年度 期別 申告区分
税目 課税番号
納期限 課税事務所
年 月 日

經由機関領収印 受付機関領収印

(送付先：四国銀行事務統括部集中セ
ンター)

高知県^②軽油引取税額収証書 県税

口座番号 加入者

住所（所在地）
氏名（名称） 様

事務所 税目 年度 課税番号 CD
期別 申告区分 納税者番号 納区 CD
実績年月 年 月 分

百十億千百万千百十円
税額
納延滞金
入滞少申告加
算金
不申告加算
金
重加算金

合計額
年度 期別 申告区分
税目 課税番号
納期限 課税事務所
年 月 日

領収日付印

この領収証書は、納入の証拠となる
ものであるため、大切に保管してくださ
い。

第3号の裏面

納入の場所

別記第9号様式の10を次のように改める。

第9号様式の10 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

納税管理人不要認定取消し通知書

年 月 日付け 第 号でしました認定については、下記のとおり取り消します。

記

- 1 納税管理人については、定めることを要します。
- 2 次の理由により、徴収の確保に支障が生ずると認めます。
(理由)

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- 1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます (なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。) 提起することができます (なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第5条関係）

高知県 個人事業税 領収金通知書 加入者 県税

事務所税目年度課税番号 期別 申告区分(C/D) 納税者番号 納税額 (C/D)

Table with columns: 税額, 延滞金額, 合計, 年度個人事業税, 納期限. Includes a note about recording late payment amounts.

経由欄領収印 交付欄領収印 取りまとめ郵便局 領収金事務センター (取りまとめ局→加入者)

高知県 個人事業税 納付書 (原符) 加入者 県税

年度個人事業税 納期限 課税番号 納税額 延滞金額 合計

高知県 個人事業税 納税通知書兼領収証書 加入者 県税

住所 氏名 課税年度 所得年 課税番号 税額 延滞金額 計 納期限 納付番号

Table with columns: 個人事業税 第 種 年度 年. Includes fields for tax type, year, and amounts.

上記税額を最寄りの納付の場所へ納期限までに納付してください。

年 月 日 県税事務所長 領収日付印

(送付先：四国銀行事務総話部集申センター)

この領収証書は、納付の証拠となるものですので、大切に保管してください。

個人事業税 課税明細

Table with columns: 課税対象所得年, 年所得. Rows include: 所得金額, 各種控除額, 事業主控除額, 課税標準額, 税額, 年税額, 課税済額, 差引き税額.

(裏面をよくお読みください。)

(裏面)

Main table with columns: 課税の根拠, 納期限までに納付しなかった場合の措置, 不服申立て及び取消訴訟に関する教示. Contains detailed tax rules and appeal procedures.

別記第11号様式の2（裏面）を次のように改める。

（裏面）

課税の根拠	地方税法第72条の2並びに高知県税条例第3条及び第53条	税率	
納期限までに納付しなかった場合の措置	<p>1 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント）の割合（平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて得た延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、その全額が1,000円に満たない場合は、納付を要せず、また、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>なお、延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>2 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受けます。</p>		
不服申立て及び取消訴訟に関する教示	<p>1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		
納付の場所			

別記第11号様式の3を次のように改める。

第11号様式の3（第5条関係）

高知県 不動産取得税 領収済通知書 県税
口座番号 加入者

事務所税目年度課税番号	期別	申告区分	C/D
納税者番号	納税区	税額	C/D

税額	円
延滞金額	円
合計	円

（延滞金額及び合計を記入する場合は、¥を記入しないてください。）

氏名 納期限 年 月 日 様

經由機関領収印 受付機関領収印

取りまとめ郵便局
徳島貯金事務センター
（取りまとめ局→加入者）
（送付先：四国銀行事務総務部集約センター）

高知県 不動産取得税 納付書（原簿） 県税
口座番号 加入者
住所 氏名 様

課税番号	年 月 日
納税額	円
延滞金額	円
合計	円

（送付先：四国銀行事務総務部集約センター）

高知県 不動産取得税 納税通知書兼領収証書 県税
口座番号 加入者

住所 氏名 様

課税年度	年度
課税月	月
課税番号	
納税額	円
延滞金額	円
合計	円
納期限	年 月 日

上記税額を最寄りの納付の場所へ納期限までに納付してください。
年 月 日 県税事務所長 印

納付の場所	領収日付印
-------	-------

この領収証書は、納付の証拠となるものですので、大切に保管してください。

不動産取得税
課税明細

不動産区分
取得原因
物件所在地

税率	
評価額	円
住宅控除額	円
特例控除額	円
課税標準額	円
賦課額	円
減額	円
税額	円
課税済額	円
差引き税額	円

（裏面をよくお読みください。）

(裏面)

課税の根拠	地方税法第73条の2並びに高知県税条例第3条及び第71条
納期限までに納付しなかった場合の措置	<p>1 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント）の割合（平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて得た延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、その全額が1,000円に満たない場合は、納付を要せず、また、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>なお、延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>2 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受けます。</p>
不服申立て及び取消訴訟に関する教示	<p>1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

別記第11号様式の4（裏面）を次のように改める。

(裏面)

課税の根拠	地方税法第145条並びに高知県税条例第3条及び第142条
納期限までに納付しなかった場合の措置	<p>1 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント）の割合（平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて得た延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、その全額が1,000円に満たない場合は、納付を要せず、また、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>なお、延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>2 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受けます。</p>
不服申立て及び取消訴訟に関する教示	<p>1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

納付の場所

別記第11号様式の5（裏面）を次のように改める。

(裏面)

課税の根拠	地方税法第145条並びに高知県税条例第3条及び第142条	税率	高知県税条例第144条の規定による税率
納期限までに納付しなかった場合の措置	<p>1 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント）の割合（平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて得た延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、その全額が1,000円に満たない場合は、納付を要せず、また、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>なお、延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>2 督促状を発送の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受けます。</p>		
不服申立て及び取消訴訟に関する教示	<p>1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		
納付の場所			

別記第11号様式の6（裏面）を次のように改める。

(裏面)

課税の根拠	地方税法第178条並びに高知県税条例第3条及び第156条
納期限までに納付しなかった場合の措置	<p>1 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント）の割合（平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて得た延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、その全額が1,000円に満たない場合は、納付を要せず、また、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>なお、延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>2 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受けます。</p>
不服申立て及び取消訴訟に関する教示	<p>1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
納付の場所	

別記第12号様式の1及び別記第12号様式の1の2を次のように改める。

第12号様式の1（第5条関係）

年 月 日

所在地
名称 様

県税事務所長 印

法人 県民税の更正 通知書（納額通知書）
事業税の決定

法人県民税・事業税について、次のとおり更正・決定をいたしましたので通知します。
この通知に基づき納付すべき金額については、指定納期限までに納付書によって納めてください。
なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント（法定納期限の翌日から指定納期限後1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント）の割合（平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。ただし、法定納期限が平成25年12月30日以前である場合は、法定納期限の翌日から平成25年12月31日までの間については、年14.6パーセントの割合にあっては当該割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。）を乗じて得た延滞金（延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその不足税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を加算して納めてください（地方税法第56条第3項及び第72条の44第3項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。）。

Table with columns: 課税番号, 事業年度又は連結事業年度, 申告区分, 申告期限, 申告年月日, 税務官署の処理. Includes sub-tables for 事業税 and 本県分.

Main tax calculation table with columns: 事項, 法人税額(円), 税率(%), 税額(円). Includes sections for 県民税, 均等割額, 納付すべき県民税額, and 分割基準.

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人に係る県民税の法人税割にあっては、「法人税額」とあるのは、「個別帰属法人税額」と読み替えてください。

- (不服申立て及び取消訴訟に関する教示)
1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納付の場所：

第12号様式の1の2 (第5条関係)

年 月 日

所在地
名称 様

県税事務所長 印

更正
県民税利子割決 定通知書 (納額告知書)
加算金額の決定

県民税利子割について、次のとおり更正・決定・加算金額の決定をしましたので通知します。
この通知に基づき納入すべき金額については、指定納期限までに納入書によって納めてください。
なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント (法定納期限の翌日から指定納期限後1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント) の割合 (平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。)) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とします。ただし、法定納期限が平成25年12月30日以前である場合は、法定納期限の翌日から平成25年12月31日までの間については、年14.6パーセントの割合にあっては当該割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。) を乗じて得た延滞金 (延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその不足税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。) を加算して納めてください。

更正・決定・加算金額の決定の根拠条項						
課税番号	客体の所在地及び名称					
特別徴収義務者番号						
行為年月	年	月	分	利子種別		
本税	区分	課税		非課税 (支払額)		
		支払額	税額	非居住者・外国法人	その他	
	更正・決定額 (円) ①					
	既確定額 (円) ②					
	増減額 (①-②) (円) ③					
加算金	区分	過少申告加算金	過少申告加重対象分	不申告加算金	不申告加重対象分	重加算金
	対象税額 (円)					
	加算金率 (%)					
	加算金額 (円) ④					
	既決定額 (円) ⑤					
	増減額 (④-⑤) (円) ⑥					
納入すべき金額 (③+⑥) (円)				指定納期限	年	月 日
納入の場所				法定納期限	年	月 日
備考						

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
なお、審査請求書 (正副2通) は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。) 提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第12号様式の1の4を次のように改める。

第12号様式の1の4 (第5条関係)

年 月 日

所在地
名称

様

県税事務所長 印

更 正
個人県民税配当割決 定通知書 (納額告知書)
加算金額の決定

個人県民税配当割について、次のとおり更正・決定・加算金額の決定をしましたので通知します。
この通知に基づき納入すべき金額については、指定納期限までに納入書によって納めてください。
なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント (法定納期限の翌日から指定納期限後1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント) の割合 (平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。)) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とします。ただし、法定納期限が平成25年12月30日以前である場合は、法定納期限の翌日から平成25年12月31日までの間については、年14.6パーセントの割合にあつては当該割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。) を乗じて得た延滞金 (延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその不足税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。) を加算して納めてください。

更正・決定・加算金額の決定の根拠条項						
特別徴収義務者番号			課税番号			
行為年月		年	月分	種別		
本 税	区分	更正・決定支払金額 (円)	更正・決定税額 (円) ①	既徴税額 (円) ②	増徴額 (①-②) (円) ③	
	課税					
	還付税額					
	非課税					
	計					
加 算 金	区分	対象税額 (円)	加算金率 (%)	加算金額 (円) ④	既決定額 (円) ⑤	増加額 (④-⑤) (円) ⑥
	過少申告加算金					
	過少申告加重対象分					
	不申告加算金					
	不申告加重対象分					
	重加算金					
納入すべき金額 (③+⑥) (円)						
法定納期限	年 月 日		指定納期限	年 月 日		
納入の場所						
備考						

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
なお、審査請求書 (正副2通) は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。) 提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第12号様式の1の6を次のように改める。

第12号様式の1の6（第5条関係）

年 月 日

所在地
名称

様

県税事務所長 印

更正 決定通知書（納額告知書）
個人県民税株式等譲渡所得割決
加算金額の決定

個人県民税株式等譲渡所得割について、次のとおり更正・決定・加算金額の決定をいたしましたので通知します。
この通知に基づき納入すべき金額については、指定納期限までに納入書によって納めてください。
なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント（法定納期限の翌日から指定納期限後1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント）の割合（平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。ただし、法定納期限が平成25年12月30日以前である場合は、法定納期限の翌日から平成25年12月31日までの間については、年14.6パーセントの割合にあっては当該割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。）を乗じて得た延滞金（延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその不足税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を加算して納めてください。

更正・決定・加算金額の決定の根拠条項						
特別徴収義務者番号			課税番号			
行為年月	年	月分	種別			
本税	区分	更正・決定対金額(円)	更正・決定税額(円)①	既納税額(円)②	増額(①-②)(円)③	
	課税					
	還付税額					
	非課税					
	計					
加算金	区分	対象税額(円)	加算金率(%)	加算金額(円)④	既定金額(円)⑤	増加額(④-⑤)(円)⑥
	過少申告加算金					
	過少申告加重対象分					
	不申告加算金					
	不申告加重対象分					
	重加算金					
納入すべき金額(③+⑥)(円)						
法定納期限	年 月 日		指定納期限	年 月 日		
納入の場所						
備考						

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第12号様式の3の2を次のように改める。

第12号様式の3の2（第5条関係）

年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称）

様

県税事務所長 印

更正
県たばこ税決 定通知書（納額告知書）
加算金額の決定

県たばこ税について、次のとおり更正・決定・加算金額の決定をしますので通知します。
この通知に基づき納付すべき金額については、指定納期限までに納付書によって納めてください。
なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント（法定納期限の翌日から指定納期限後1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント）の割合（平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。ただし、法定納期限が平成25年12月30日以前である場合は、法定納期限の翌日から平成25年12月31日までの間については、年14.6パーセントの割合にあっては当該割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。）を乗じて得た延滞金（延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその不足税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を加算して納めてください。

更正・決定・加算金額の決定の根拠条項											
課税番号		営業所の所在地									
事業者コード		営業所の名称									
行為年月	年	月	分	申告書提出期限	年	月	日	申告年月日	年	月	日
本税	区分	更正・決定税額			既確定税額			増減額 (3)-(6) (円) ⑦			
		課税標準数量 (本) ①	税率 ②	税額 (①×課税標準数量) (円) ③	税率 ⑤	税額 (④×⑤) (円) ⑥					
	旧3級品以外		/1000			/1000					
	旧3級品		/1000			/1000					
	計										
加算金	区分	対象税額 (円)	加算率 (%)	加算額 (円) ⑧	既決定額 (円) ⑨	増加額 (⑧-⑨) (円) ⑩					
	過少申告加算金										
	過少申告加重対象分										
	不申告加算金										
	不申告加重対象分										
	重加算金										
納付すべき金額 (⑦+⑩) (円)											
法定納期限	年	月	日	指定納期限	年	月	日				
納付の場所											
備考											

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第12号様式の4を次のように改める。

第12号様式の4（第5条関係）

年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称）

様

県税事務所長 印

更正
ゴルフ場利用税決
加算金額の決定
正
定通知書（納額告知書）

ゴルフ場利用税について、次のとおり更正・決定・加算金額の決定をしましたので通知します。
この通知に基づき納入すべき金額については、指定納期限までに納入書によって納めてください。
なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント（法定納期限の翌日から指定納期限後1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント）の割合（平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。ただし、法定納期限が平成25年12月30日以前である場合は、法定納期限の翌日から平成25年12月31日までの間については、年14.6パーセントの割合にあつては当該割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。）を乗じて得た延滞金（延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその不足税額的全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を加算して納めてください。

更正・決定・加算金額の決定の根拠条項									
課税番号	ゴルフ場の所在地								
行為年月	年	月	分	ゴルフ場の名称					
申告書提出期限	年 月 日			申告年月日	年 月 日				
本税	区分	更正・決定税額①			既確定税額②		増減額 (①-②) ③		
	利用人員 (人) a								
	税率 b								
	税額 (円) (a × b)								
加算金	区分	対象税額 (円)	加算金率 (%)	加算額 (円) ④	既決定額 (円) ⑤	増加額 (④-⑤) (円) ⑥			
	過少申告加算金								
	過少申告加重対象分								
	不申告加算金								
	不申告加重対象分								
	重加算金								
納入すべき金額 (③+⑥) (円)									
法定納期限	年 月 日			指定納期限	年 月 日				
納入の場所									
備考									

（不服申立て及び取消訴訟に関する告示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第12号様式の7及び別記第12号様式の8を次のように改める。

第12号様式の7 (第5条関係)

年 月 日

住所 (所在地) 氏名 (名称) 様

県税事務所長 印

更正 自動車取得税決 定通知書 (納額告知書) 加算金額の決定

自動車取得税について、次のとおり更正・決定・加算金額の決定をいたしましたので通知します。この通知に基づき納付すべき金額については、指定納期限までに納付書によって納めてください。なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント (法定納期限の翌日から指定納期限後1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント) の割合 (平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。)) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とします。ただし、法定納期限が平成25年12月30日以前である場合は、法定納期限の翌日から平成25年12月31日までの間については、年14.6パーセントの割合にあっては当該割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。) を乗じて得た延滞金 (延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる不足税額に1,000円未満の端数があるときはその不足税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。) を加算して納めてください。

Table with columns for correction/decision/added amount determination, including fields for notification number, vehicle registration number, and tax amounts.

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。) 提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第12号様式の8 (第5条関係)

年 月 日

住 (居) 所 (所在地) 氏名 (名称) 様

県税事務所長 印

更正 軽油引取税決 定通知書 (納額告知書) 加算金額の決定

軽油引取税について、次のとおり更正・決定・加算金額の決定をいたしましたので通知します。この通知に基づき納付 (納入) すべき金額については、指定納期限までに納付 (納入) 書によって納めてください。

なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納付 (納入) の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント (法定納期限の翌日から指定納期限後1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント) の割合 (平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。)) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とします。ただし、法定納期限が平成25年12月30日以前である場合は、法定納期限の翌日から平成25年12月31日までの間については、年14.6パーセントの割合にあっては当該割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。) を乗じて得た延滞金 (延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる不足税額に1,000円未満の端数があるときは又はその不足税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。) を加算して納めてください。

Table with columns for correction/decision/added amount determination, including fields for notification number, business code, and tax amounts.

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。) 提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第13号様式の3及び別記第13号様式の4を次のように改める。

第13号様式の3 (第7条の2関係)

第 年 月 日 号

住(居)所(所在地)
氏名(名称) 様

県税事務所長 印

納付(納入)通知書

次のとおり納税者(特別徴収義務者)の滞納金について地方税法第 条の規定により第二次納税義務者であるあなたから徴収しますので、指定納期限までに納付(納入)書により納付(納入)してください。

納税者又は特別徴収義務者		住(居)所(所在地) 氏名(名称)							
滞納金額	課税番号	年度	税目	期別 納期限	税額	加算金	加算金	※ 延滞金	合計
					円	円	円	法律による 金額 (円)	円
滞納処分 費	※ 金額		滞納処分費を徴収する主な理由				滞納金額の 総計	円	
	法律による 金額 (円)								
上記の納税者(特別徴収義務者)の滞納金額のうちあなたが納付(納入)すべき金額					納付(納入)の期限		納付(納入)の場所		
					円		年 月 日		
備考									

- 注 1 ※印欄の括弧内の金額は、便宜この通知書の作成の日までのものを概算したものです。
 2 「合計」欄及び「滞納金額の総計」欄の金額は、延滞金及び滞納処分費の概算額を計上している場合はその金額を含めた合計又は総計の金額、概算額を計上していない場合はこれを除いた金額の合計又は総計の金額です。
 (不服申立て及び取消訴訟に関する教示)
 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第13号様式の4（第7条の2関係）

納付（納入）催告書		No.
納税者又は特別徴収義務者	住（居）所（所在地）	
	氏名（名称）	
上記の納税者（特別徴収義務者）に係る第二次納税義務者（保証人）として納付（納入）すべき金額		円
<p>上記の金額は、先に納付（納入）通知書で通知しましたが、まだ納付（納入）がありませんので、至急納付（納入）してください。</p> <p>なお、この催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合は、あなたの財産に対し滞納処分が執行されます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p> <p>第二次納税義務者（保証人）様</p>		
備考		
<p>（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）</p> <p>1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		

別記第18号様式の2を次のように改める。

第18号様式の2 (第10条関係)

換価の猶予取消し通知書							
					第 号 年 月 日		
住(居)所(所在地) 氏名(名称) 様							
県税事務所長 印							
年 月 日付で換価の猶予をしていましたが、次の事由により取り消しましたので、地方税法第15条の6第2項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。							
換価の猶予を取り消した徴収金							
年度	期別	課税番号 納期限	税額	延滞金額 (法律による金額)	加算金額		備考
					円	円	
計							
滞納処分費 (法律による金額)					円	総計	円
取消しの事由							
<p>(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)</p> <p>1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>							

別記第22号様式及び別記第22号様式の2を次のように改める。

別記第29号様式を次のように改める。

第29号様式 (第22条関係)

高知県 ④ 領収済通知書 県税 加入者

住所 氏名 様

この用紙は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

事務所 課税番号 申告 納税CD
年 度 期 別 区 分

納税者番号 税額 加 加算金額 CD

税額 円 円

延滞金額 百十億千百万十千百十円
合計

納期 納期限 年 月 日
登録番号 課税事務所

経由機関領収印 受付機関領収印
取りまとめ郵便局
徳島貯金事務センター
(取りまとめ局→加入者)
(送付先：四国銀行事務総務部集申センター)

高知県 ④ 納付 (納入) 書 (領符) 県税 加入者

住所 氏名 様

年要 期別 課税番号
申告区分 納期限

税額 円
延滞金額 円
合計 円

経由機関領収印 受付機関領収印
(送付先：四国銀行事務総務部集申センター)

高知県 ④ 納付 (納入) 書兼領収証書 県税 加入者

住所 氏名 様

年要 期別 課税番号
申告区分 納期限

税額 円
延滞金額 円
合計 円

領収日付印
この領収証書は、納付 (納入) の証拠となるものですので、大切に保管してください。

督促状

住所 氏名 様

年度	申告区分	納期限
期別		
課税番号	税額	円
	延滞金額	円
	合計	円

上記のとおり滞納となっておりますので、早急に最寄りの納付 (納入) の場所へ納付 (納入) してください (納付 (納入) の場所及び延滞金額の計算方法については、裏面をご覧ください)。
なお、この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完済しない場合は、財産の差押えを受けることとなります。
また、この督促についての不服申立て等については、裏面をご覧ください。

年 月 日
問い合わせ先 県税事務所長 印

※この督促状と行き違いに納税されている場合は、ご返金ください。

(裏面)

督促の根拠	高知県税条例第27条
延滞金額の計算方法	<p>納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付（納入）すべき税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント）の割合（平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて得た延滞金を加算して納付（納入）しなければなりません。ただし、その全額が1,000円に満たない場合は、納付（納入）を要せず、また、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>なお、延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>
不服申立て及び取消訴訟に関する教示	<p>1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
納付（納入）の場所	

別記第29号様式の2（裏面）を次のように改める。

(裏面)

督促の根拠	地方税法第165条及び高知県税条例第27条第1項
延滞金額の 計算方法	<p>納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント）の割合（平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて得た延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、その全額が1,000円に満たない場合は、納付を要せず、また、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>なお、延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>
納期限までに納付しなかった場合の措置	この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、財産の差押えを受けることになります。
不服申立て及び取消訴訟に関する 教示	<p>1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
納付の場所	

別記第29号様式の3を次のように改める。

第29号様式の3 (第22条関係)

高知県 国民税 納付書 納税通知書 県税 高知県 国民税 納付書 (領付) 県税 高知県 法人 事業税 納付書 兼 領収証書 県税

口座番号 加入者

所在地 (住所) 様

名称 (氏名) 様

事務所 税目 年度 課税番号 CD

期別 申告区分 納税者番号 納区 CD

法人税割額	百十億千百万千円
県民均等割額	
法人延滞金	
法人均等延滞金	
事業延滞金	
税	
超過申告加算金	
不申告加算金	
重加算金	
合計額	

年度	申告区分
事業年度	
から	
納期限	課税事務所
年 月 日	

この用紙は、機械処理しますので、消したり、折り曲げたりしないでください。

経由欄(領収印)	受付欄(領収印)
取りまごめ郵便局 徳島貯金事務センター (取りまごめ局→加入者)	

(送付先：四国銀行事務総務部集申センター)

口座番号 加入者

所在地 (住所) 様

名称 (氏名) 様

事務所 税目 年度 課税番号 CD

期別 申告区分 納税者番号 納区 CD

法人税割額	
県民均等割額	
法人延滞金	
法人均等延滞金	
事業延滞金	
税	
超過申告加算金	
不申告加算金	
重加算金	
合計	

年度	申告区分
事業年度	
から	
納期限	課税事務所
年 月 日	

経由欄(領収印)	受付欄(領収印)
----------	----------

(送付先：四国銀行事務総務部集申センター)

口座番号 加入者

所在地 (住所) 様

名称 (氏名) 様

事務所 税目 年度 課税番号 CD

期別 申告区分 納税者番号 納区 CD

法人税割額	
県民均等割額	
法人延滞金	
法人均等延滞金	
事業延滞金	
税	
超過申告加算金	
不申告加算金	
重加算金	
合計	

年度	申告区分
事業年度	
から	
納期限	課税事務所
年 月 日	

領収日付印

この領収証書は、納付の証拠となるものですので、大切に保管してください。

口座番号 加入者

所在地 (住所) 様

名称 (氏名) 様

事務所 税目 年度 課税番号 CD

期別 申告区分 納税者番号 納区 CD

法人税割額	
県民均等割額	
法人延滞金	
法人均等延滞金	
事業延滞金	
税	
超過申告加算金	
不申告加算金	
重加算金	
合計	

年度	申告区分
事業年度	
から	
納期限	課税事務所
年 月 日	

領収日付印

この領収証書は、納付の証拠となるものですので、大切に保管してください。

上記のとおり滞納となつておりますので、早急に最寄りの納付の場所へ納付してください(納付の場所及び延滞金額の計算方法については、裏面をご覧ください。)

なお、この督促状発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、財産の差押えを受けることになりま

す。また、この督促についての不服申立て等については、裏面をご覧ください。

年 月 日 県税事務所長 印
問い合わせ先

(裏面)

督促の根拠	地方税法第66条及び第72条の66並びに高知県税条例第27条第1項
延滞金額の計算方法	<p>納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント)の割合(平成26年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて得た延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、その全額が1,000円に満たない場合は、納付を要せず、また、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>なお、延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>
不服申立て及び取消訴訟に関する教示	<p>1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
納付の場所	

別記第68号様式の2（裏面）注3中
 「(3) 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類（建築士等による耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し等）で、住宅の取得前2年間に証明されたもの（住宅の取得後に証明されたものを添えることはできません。）」を
 「(3) 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成17年3月国土交通省告示第385号（以下「国土交通省告示」といいます。）で定める書類（次の書類のいずれか）
 ア 耐震基準適合証明書（当該住宅の取得の日前2年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限りま
 す。）
 イ 住宅性能評価書の写し（当該住宅の取得の日前2年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）別表2-1の1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限りま
 す。）
 ウ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（国土交通省告示の3イ又はロに掲げる要件に適合する保険契約であつて、当該住宅の取得の日前2年以内に締結されたものに限りま
 す。）が締結されていることを証する書類」に改める。
 別記第73号様式の2（裏面）注1中
 「ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類（建築士等による耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し等）で、住宅の取得前2年間に証明されたもの（住宅の取得後に証明されたものを添えることはできません。）」を
 「ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成17年3月国土交通省告示（以下「国土交通省告示」といいます。）第385号で定める書類（次の書類のいずれか）
 (ア) 耐震基準適合証明書（当該住宅の取得の日前2年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限りま
 す。）
 (イ) 住宅性能評価書の写し（当該住宅の取得の日前2年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）別表2-1の1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限りま
 す。）
 (ウ) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（国土交通省告示の3イ又はロに掲げる要件に適合する保険契約であつて、当該住宅の取得の日前2年以内に締結されたものに限りま
 す。）が締結されていることを証する書類」

に改める。
 別記第75号様式（裏面）注2中
 「ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類（建築士等による耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し等）で、住宅の取得予定前2年間に証明されたもの」を
 「ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成17年3月国土交通省告示（以下「国土交通省告示」といいます。）第385号で定める書類（次の書類のいずれか）
 (ア) 耐震基準適合証明書（当該住宅の取得予定の日前2年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限りま
 す。）
 (イ) 住宅性能評価書の写し（当該住宅の取得予定の日前2年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）別表2-1の1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限りま
 す。）
 (ウ) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（国土交通省告示の3イ又はロに掲げる要件に適合する保険契約であつて、当該住宅の取得予定の日前2年以内に締結されたものに限りま
 す。）が締結されていることを証する書類」に改める。
 別記第78号様式の2（裏面）注1中
 「ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類（建築士等による耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し等）で、住宅の取得前2年間に証明されたもの（住宅の取得後に証明されたものを添えることはできません。）」を
 「ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成17年3月国土交通省告示（以下「国土交通省告示」といいます。）第385号で定める書類（次の書類のいずれか）
 (ア) 耐震基準適合証明書（当該住宅の取得の日前2年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限りま
 す。）
 (イ) 住宅性能評価書の写し（当該住宅の取得の日前2年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）別表2-1の1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限りま
 す。）
 (ウ) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（国土交通省告示の3イ又はロに掲げる要件に適合する保険契約であつて、当該住宅の取得の日前2年以内に締結されたものに限りま
 す。）が締結されていることを証する書類」

に改める。
附 則
 （施行期日）
 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第6号様式及び別記第6号様式の2、別記第6号様式の7から別記第6号様式の9まで、別記第11号様式、別記第11号様式の2（裏面）、別記第11号様式の3、別記第11号様式の4（裏面）、別記第11号様式の5（裏面）、別記第11号様式の6（裏面）、別記第12号様式の1及び別記第12号様式の1の2、別記第12号様式の1の4、別記第12号様式の1の6、別記第12号様式の3の2、別記第12号様式の4、別記第12号様式の7及び別記第12号様式の8、別記第29号様式、別記第29号様式の2（裏面）並びに別記第29号様式の3の改正規定並びに次項の規定は、平成26年1月1日から施行する。
 （経過措置）
 2 この規則による改正前の高知県税規則（次項において「旧規則」という。）別記第6号様式（裏面を除く。）、別記第6号様式の2（裏面を除く。）、別記第6号様式の7（裏面を除く。）、別記第6号様式の8（裏面を除く。）、別記第6号様式の9（裏面を除く。）、別記第11号様式（裏面を除く。）、別記第11号様式の3（裏面を除く。）、別記第29号様式（裏面を除く。）及び別記第29号様式の3（裏面を除く。）は、この規則による改正後の高知県税規則（同項において「新規則」という。）の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。
 3 旧規則別記第9号様式の10、別記第13号様式の3、別記第13号様式の4、別記第18号様式の2、別記第22号様式、別記第22号様式の2、別記第69号様式の2、別記第73号様式の2、別記第75号様式及び別記第78号様式の2は、新規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。
 ~~~~~  
 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成25年12月13日  
 高知県知事 尾崎 正直  
**高知県規則第56号**  
**過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則**  
 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和45年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。  
 別記第1号様式添付書類中「明示すること」を「明示してください」に改める。  
 別記第3号様式添付書類中「明示すること」を「明示してください」に、「その他知事が必要と」を「1から9までの書類のほ

か、知事が必要があると」に改める。  
別記第9号様式中「課税免除を」を「課税免除については、」に改める。

**附 則**  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年12月13日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第57号**

**半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成元年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「必要と」を「必要があると」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

「 事務所長」

を  
「県税事務所長」

に改める。  
別記第3号様式裏面中

「第3号様式 裏面」

を  
「（裏面）」

に改める。  
別記第4号様式中

「 事務所長」

を  
「県税事務所長」

に、  
「差引不均一課税額」

を  
「差引き不均一課税額」

に改める。  
別記第5号様式中「新設又は増設した」を「新設又は増設をし

た」に、  
「1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。」

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。」

を  
「（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。」

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。」  
に改める。

別記第6号様式中

|                                    |   |                                      |    |
|------------------------------------|---|--------------------------------------|----|
| 「<br>差 引 不 均 一<br>課 税 額   ①-②<br>」 | を | 「<br>差 引 き 不 均 一<br>課 税 額   ①-②<br>」 | に、 |
|------------------------------------|---|--------------------------------------|----|

「1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。」

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。」

を  
「（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。」

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。」  
に改める。

別記第7号様式中

「 事務所長」

を  
「県税事務所長」

に、  
「延 床 面 積」

を  
「延 べ 床 面 積」

に、

「 この処分について不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。」

なお、審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出するようにしてください。」

を  
「（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。」

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

に改める。  
別記第8号様式中

「 事務所長」

を  
「県税事務所長」

に改める。  
**附 則**

(施行期日)  
1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
2 この規則による改正前の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。